

【 調査概要 】

1 調査の目的

漁業の生産構造・就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等、漁業の背景の実態を把握し、水産行政諸施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的に、昭和24年以来、5年ごとに行われる調査で、今回が12回目に当たる。

2 調査体系の概要

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	沿海の市区町村に所在する海面漁業経営体	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	自計申告調査 (面接調査も可能)
	漁業管理組織調査	沿海の市区町村に所在する漁業管理組織		
	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合	農林水産省 統計・情報	
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体	センター 調査員	
	内水面漁業地域調査	内水面漁業協同組合		
流通加工 調査	魚市場調査	水産物の市場		自計申告調査または オンライン調査
	冷凍・冷蔵、 水産加工場調査	冷凍・冷蔵施設並びに 水産加工業の事業所		

3 用語等の解説

(1) 海面漁業経営体調査

海面漁業	海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕または養殖の事業をいう。
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合 共同経営	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。 二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
その他	上記以外のものをいう。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類（53種類。）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。

船外機付漁船	<p>無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。</p>
動力漁船	<p>推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船(船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット(プロペラ等)を設置した漁船)については動力漁船とした。</p>
漁業就業者	<p>満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。</p> <p>漁業就業者のうち「漁業雇われ者」については、前回の調査では、漁業を自営していない沿海市町の世帯のうち、漁業経営体に雇われて漁業に従事した世帯員がいる世帯について「漁業従事者世帯調査」を実施して把握していましたが、今回の調査では、前述の調査をやめ、雇い主である漁業経営体の側から、非沿海市町村に居住している者を含めて把握しました。</p> <p>このため、今回の調査結果の漁業就業者については、非沿海市町村に居住している漁業雇われ者が新たに加えられています。</p>